

新専門医制度を検証する

札幌医科大学医学部泌尿器科学講座教授
札幌医科大学附属病院臨床研修センター長
舩森直哉

新専門医制度について個人的に思うところを書かせていただきます。

厚生労働省社会保障審議会医療部会「専門医養成の在り方に関する専門委員会」の提案（平成28年5月30日）、日本医師会・四病院団体協議会による懸念（6月7日）および塩崎厚生労働大臣の談話（6月7日）を契機に、それまでは平成29年度からの開始を目指して急ピッチで準備が進められていた新専門医制度が、①地域医療の崩壊の懸念、②機構側のガバナンスの欠如、の主に2つの理由により、ある意味急転直下で延期が決定されました（7月20日専門医機構理事会）。これにより、各領域（学会）、各プログラム基幹施設や連携施設、全診療科をまとめる臨床研修センター、そして専門医の取得を目指す初期臨床研修医が混乱の極みに陥っていることはご承知の通りです。

専門医制度整備指針第一版によりますと、新専門医制度の基本理念として、1. 専門医の質を保証できる制度、2. 患者に信頼され、受診の良い指標となる制度、3. 専門医が公の資格として国民に広く認知される制度、4. 医師が、プロフェッショナルとしての誇りと患者への責任を基盤として、自律的に運営する制度、が挙げられています。これまでは学会独自で認定し研修内容や質において必ずしも均一とは言えなかった専門医を、中立的第三者機関が審査・認定したプログラムに基づいた研修を行うことにより、質を保証した専門医を領域にかかわらず透明性をもって育成し、国民からの信頼に足るようにしようとの考えです。新専門医制度の理念自体は、患者のみならず医療者の目線からみても納得できるものであろうかと思えます。

研修プログラムの作成に直接携わった先生方のご承知かと思いますが、研修の必須項目として「地域医療の経験」が明記されています。大学の立場で書かせていただきますが、内科や外科などにおいては複数の診療科が協同で研修プログラムを構築しなければならないため地方における調整が困難であったとは思いますが、これまでにそれらの講座・教室がカバーする医療圏で担ってきた地域医療への関与を大きく損なうことがないように配慮してプログラムを作成したと思えます。また、将来的にはともか

く、移行期においては地域医療に混乱を起こさないようにそれぞれの領域の実情にあった指導医の条件を設定したはずであり、これまでの実績から大きく乖離した研修プログラムを構築しない限り、地方に指導医が足りなくて指導できないとの状況が起こることは少ないのではないかと考えております。各領域で募集専攻医数の決定の根拠は異なると思いますが、都会への集中を避けることを目的に、都会では厳しく、地方では余裕をもって定員を設定するように指導があったはずですが、このようにある程度は地域医療にも配慮して新専門医制度を運用しようとしたのですが、平成29年度からの開始を目指して機構が早急に事を進めたことが、医師会や厚生労働大臣などによる「拙速」や「懸念」との言葉につながったわけです。確かに、プログラムの運用や定員の設定が地域医療の確保との観点から本当に適切かどうかは不明です。しかし、新専門医制度の蓋を開けた時に実際に各診療科の各地域における専攻医応募人数がどのように変化するかを予測することは困難であり、なにをどのようにどこまで検討すれば、いわゆる想定外の事態が起こることを避けることができるのかは小生には良くわかりません。いずれにしても、新専門医制度の目的が、国民に信頼される専門医の育成から地域医療の確保にすり替わってしまったことに強い違和感を覚えています。

もう一つの問題点は、地域医療のみが大きくクローズアップされ、肝心の専攻医をないがしろにして議論されていることです。国民や各学会に加えて、本来であれば最も重要な主役であるはずの初期臨床研修医が置き去りになっている感があります。研修プログラムを公開することにより、専攻医が自分に最適なプログラムを選択できる、あるいは、自分の希望するプログラムの内容を確認することができる、新専門医制度のもう一つの利点となっています。しかし、制度の過渡期にいる初期臨床研修医は情報不足・錯綜・遅滞により不利益を被っており、臨床研修に携わる先生方も説明に御苦労されていることかと思えます。研修医の不安軽減につながるような情報発信が必要なことは言うまでもありませんが、我々にも情報が不足しています。

最後になりますが、今後の新専門医制度の運用においては、学会の関与が多くなりそうです。仮に日本専門医機構が平成30年から一斉施行との方針を立てても、各学会が横並びに開始するとの保証はあるのでしょうか？一番懸念しているのは、新専門医制度に不参加を表明する学会が出ることです。この場合、国民に向けて学会横断的に専門医の質を保証するとの新専門医制度の基本理念の根本が崩れ去ることになります。（平成28年11月10日脱稿）